

令和8年度 第2回ホットライン運用ガイドライン検討協議会 議事要旨

1 開催概要

(1) 開催日時等

○ 開催日時

令和8年7月30日（木）午前10時から午前10時40分まで

○ 開催方式

ウェブ会議

(2) 出席委員等

○ 委員（五十音順）

LM虎ノ門南法律事務所 弁護士 上沼 紫野

東京大学大学院法学政治学研究科 教授 穴戸 常寿

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 松尾 剛行

子供とネットを考える会 代表 山口 あゆみ

（一社）日本インターネットプロバイダー協会行政法律部会 副部会長 山下 健一

○ 事務局

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

○ オブザーバー

総務省

インターネット・ホットラインセンター（IHC）

2 議事進行

(1) 開会

※ 事務局より開会を宣言した。

(2) 議事

○ 事務局説明

パブリックコメントの実施結果に関し、合計24件の意見が提出されたこと、そのうちガイドライン改定案に関する意見は9件であり、現行ガイドラインにの内容に関するもので今回の改定とは関係ないものが2件、現行ガイドラインの運用に関するものが8件、ガイドラインとは直接関係しないものが5件であったことを説明した上で、提出意見の内容及び提出意見に対する考え方について説明を行った。

○ 自由討議

各委員からの主な意見については以下のとおり

【運用ガイドラインの改定案及びパブリックコメント実施結果の公表内容について】

- ・ 今回の改定に賛同である。パブコメを見ると慎重な運用に関する意見、透明性に関する意見等、自然かつ当然の意見が多いと感じた。
- ・ A Iで自動化という意見もあったが、統一フォーマットを活用する方法が考えられるため、こういった技術情報についても調査していくのも良いと思う。
- ・ 法規制の話になるが、広告に関しては、広告の出稿元や媒介事業者等が明確になれば、犯罪も減るのではないかと思う。
- ・ パブコメにおいては、I H Cへの実効性への期待というものを感じた。
- ・ I H Cは、できるだけ広く網をかけて対応すべきだと考えている。一部パブコメには、「適正に運用しているのか。」という意見もあるが、引き続き趣旨に沿って適正に行っていただけると信じているので、胸を張って頑張ってもらいたい。
- ・ ガイドラインの原案通りの改定に異存はない。引き続き、関係機関と連携して主要な問題に適正に対応していただきたい。
- ・ パブコメに「異議申し立て制度の整備」に関する意見が複数あった。I H Cのホームページやガイドラインに「削除依頼」と記載されているため分かると思うが、今後も同様の意見が増えるのであれば「削除依頼を行う機関」であることをもう少し分かりやすい記載でアピールした方が良いのではないか。
- ・ 動物愛護に関する意見が毎回あると認識しているが、毎回あるとなると追加の要否についてはどこかで検討した方がよいのではないか。

(3) 閉会